

平成 28 年 2 月 17 日

送迎代行サービス事業者 各位

筑波大学附属久里浜特別支援学校長

下 山 直 人

幼児児童の送迎代行に伴う手続きについて

平素より、本校の幼児児童の送迎等に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、保護者の方が、ヘルパー会社等に送迎をお願いするケースが多くなっています。保護者が登下校にヘルパー会社等を利用するにあたって、幼児児童の安全確保のために、下記の手続きをお願いしています。貴社の御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1 ヘルパー等送迎代行者の利用に伴う連絡について

送迎代行者について事前に連絡がない場合、担任は、幼児児童を引き渡すことができません。当初の送迎代行者と異なる方が、急きょ派遣されるというようなこともあります。このような場合においては、保護者から事前の連絡が必要になります。

2 ヘルパー等送迎代行者への幼児児童の引渡しについて

- 1) 入構時、ヘルパー等送迎代行者は、入口の守衛室に身分証の提示をお願いいたします。
- 2) 担任は保護者が提出した委任状や事前の情報を確認した上で、幼児児童の引渡しを行います。このとき、送迎代行者は、御自身の名前と幼児児童の名前を、担任に必ずお伝えください。

以上のことは、幼児児童の安全な引渡しを目的としております。確認ができない場合には、幼児児童を引き渡さずに、保護者と連絡を取ってお迎えをお願いすることになります。また、委任状のない代行者への、幼児児童の引渡しはできませんので、保護者との確認をよろしくお願いします。